

介護関係（おくらの里 特養）

利用者個々の尊厳と人格を尊重し、自立支援を目指したケアに努め、身体機能や認知機能の低下を防ぎ、利用者が日々、意欲や気力を持てるように活動的に生活できるように支援します。また、情報の共有化を図り、各職種と協力・連携したチームケアを実践し“利用者利用者家族の心に寄り添える”ことのできるケアの実現に努めます。

1. 個別ケア（処遇全般）

- (1) 利用者個々の心身状態や個性・特徴・嗜好・生活歴などから利用者情報を細かく分析・アセスメントし、ニーズを導き出すことで、多職種と協力し個々に適したケアプランを立案します。また、利用者・家族の意向や思いが汲み取れるよう、個々に視点を当てた係わりを持つことにより、利用者1人ひとりに合わせた個別性のあるケアを提供することで、その方らしい生活が送れるよう支援します。
- (2) 介護の視点に基づき、利用者個々の潜在能力が引き出せるようなケアを行い、機能維持・向上を図り、自立した日常生活が送れるように努めます。
- (3) 利用者の個別特性やリスクの様相に応じた事故予防対策を多職種と検討・協議し、情報の共有、業務や処遇・体制の改善を図り、具体的で有効的な対策を実行することで同様の事故やヒューマンエラー、利用者のレベル低下に繋がる事故を防止できるように努めます。
- (4) 利用者がコロナ過においても活動的で役割を持ち、楽しみのある生活が送れるよう、感染状況や感染対策に留意した上で趣味活動の充実を図り、余暇活動の室内実施や規模を縮小した行事を計画・実施し、刺激ある生活が継続して送れるように支援します。

2. 重度者ケア・看取り介護

- (1) 平常時の状態（バイタル・栄養摂取状況・排泄状況・視覚的情報[表情や様子]等）のこまめな観察や、職員間・職種間で情報を共有することで常に連携を図り、日々の健康維持に努めることで状態変化を早期に発見し、重症化や長期入院を回避できるように取り組みます。
- (2) 利用者個々の状態や生活リズムを把握し、離床を促進することで身体を起こし活動できる機会を設けます。また、状態に応じた福祉用具を活用し、的確なポジショニングやシーティングを実施により、利用者が安楽で安定した姿勢で過ごせるよう取り組み、関節の拘縮進行、褥瘡の発症などが予防できるように努めます。
- (3) 利用者の食事姿勢や食事介助方法の見直しを随時行い、摂食・咀嚼・嚥下状態に応じた支援を行うことで、誤嚥や窒息を予防し、安全な食事提供が行えるよう努めます。
- (4) 職員が感染症に関する正しい知識や理解を深め、流行状況等の情報を収集し、日頃から感染対策を意識して取り組みます。また、感染症発症時の対応方法を周知・徹底し発生時には速やかに各職種と協働し、迅速かつ的確に隔離・消毒等の対応を行った上で感染者への対応を行うことで感染症蔓延防止策に努めます。
- (5) 看取り介護は日常生活の延長にあると捉え、日頃から利用者・家族との情報交流を図ることで、その方の人生に寄り添い「ここで最期を迎えることができ良かった」と思って頂けるように、利用者本人や家族の意向を反映させた支援が行えるよう努めます。また、家族からの声や意見を基に多職種と看取り介護の振り返りを行うことで、終末期ケアの質の向上が図れるよう次に活かします。

3. 認知症ケア

- (1) 認知症毎の性質や BPSD の知識と理解を深め、行動要因を探ることで、対応方法や接し方、ケア方法を統一し、状態に応じた支援を行うことで精神的に安定した生活が送れるよう支援します。
- (2) 身体拘束廃止、高齢者虐待防止、QOLの向上を推進し、職員個々が不適切なケアに対する正しい知識や認識を持ち、ケアを振り返り、改善に努め、利用者の生活と人権を擁護し、尊厳や自尊心が傷つけられないことのないように常に利用者の立場になって考えます。
- (3) 職員の関わり方一つで、環境因子になりうるということを認識し、傾聴の姿勢で対応することにより情動の小さな変化にも目を向け、外見表現や言葉の表現・接し方を工夫することで、安寧に過ごせるよう支援します。
- (4) ユニットの家庭的な雰囲気を活かした環境作りを行うと共に活動への参加支援、日課・役割の提供、更衣支援などにより、生活リズムを構築し認知症の進行を予防します。

4. 人材育成

- (1) コロナ過の状況において、リモートやビデオ研修等の導入を検討し、職場会などの機会を利用した勉強会を実施し、介護に関する知識や技術を深められる場や自己研鑽の機会を持ち、経験に応じた実践力や判断力を身に付け、キャリアアップできるよう努めます。
- (2) 業務の効率化に努め、随時、3M（無理・無駄・ムラ）のないよう見直しを図り、職員個々の経験やキャパシティに応じた役割分担を行うことで、役割に対する意識や責任感が持てるよう職員の指導・育成に取り組みます。
- (3) 日頃から職員・部署・職員間のコミュニケーションを大切にし、情報交換や情報共有を図る機会を設けることで、問題に対する共通意識を持ち、柔軟に協力し合い、互いに思い合える関係性を築き、職員の離職を予防できるよう取り組みます。
- (4) 入職する新人職員や外国人技能実習生に対し、貴重な福祉の人財として育つ様に、指導計画を立てスムーズに業務習得できるよう取り組みます。また、次世代の介護の担い手となる介護実習生を多職種と協働し的確な指導を行い育成に努めます。

看護関係（おくらの里 特養）

利用者の重度高齢化が進む中、日々の健康管理と状態把握に努め、嘱託医・他職種との連携により、異常の早期発見に繋げ、異常時の対応が円滑かつ迅速に行える様に取り組みます。また、感染症予防、褥瘡対策や終末期ケアに重点を置き、知識・技術の向上を図り、ケアの質の向上を目指します。入所者個々に、一人の人間として尊厳を保ち、喜びを持って日々の生活を送れる様、医療面に加え精神面においても、家族を含めた支援を行うことで、より良い医療を提供していきます。

1. 適正な健康管理

- (1) 看護職員や他職種間で情報を共有し、日常の生活状況から変化を的確に捉えることで、疾病の早期発見・早期対応に努めます。
- (2) 歯科医の定期的な治療・指示を受け、口腔内の保清、食生活の維持、誤嚥性肺炎の予防に努めます。
- (3) 加齢による身体的機能の低下や病状変化により年々重度化される利用者の家族に対し、日頃から利用者の病状に関する情報を提供し、医師と連携を図り病状説明を行うことで、利用者・家族が望まれる支援を行います。
- (4) 医薬品の適正管理と内服方法の確認を確実にし、配薬・誤薬による事故を防ぎます。
- (5) 薬剤・薬品等を適切に扱える様に薬剤に関する情報を共有し、定期的に学習し知識を深めます。

2. 感染予防と衛生管理

- (1) 感染対策の指針を適切に運用し予防ができる様、感染対策予防委員会の定期開催や感染予防対策内部研修を年2回実施することで、危機管理体制を確保し、体温測定・感染対策物品の補充や点検・室温調整・換気・手洗い・うがいの励行を推進し、入所者・職員の健康管理を促進します。
- (2) 新型コロナウイルスに関し各部署・職種が統一した感染対策ができる様に対応を標準化し、施設内の体制を整え、施設内に感染を持ち込まないようにします。発生時には迅速に保健所に報告後、指示に従い臨時の委員会を開催し、感染拡大を防止します。また、蔓延時には他職種と連携し感染対策を徹底し利用者の生活の質を低下させないように支援します。
- (3) インフルエンザ・ノロウイルス・新型コロナウイルスなど流行する感染症は早期に情報収集し、徹底した予防対策に努め、感染症の持ち込みや発症を阻止する為、来訪者にも協力を仰ぎ、健全な生活環境を提供します。
- (4) 新型コロナワクチンやインフルエンザワクチン接種の準備時は嘱託医との連携を密にし、接種スケジュールを確実にし、安全なワクチン接種ができるよう準備していきます。
- (5) 新型コロナワクチンやインフルエンザワクチン接種後の状態を細かに観察し、接種後に重篤な副反応や入院になったケースは記録に残し、体調の変化があれば早急に対応していきます。

3. 褥瘡予防対策

- (1) 入所者全員に褥瘡のリスク評価を行い、リスクに応じて褥瘡好発部位の皮膚清潔や栄養状態の把握、除圧道具の活用や適切なポジショニングなどを実施することで、皮膚の健康状態に留意したスキントラブルの予防に努めます。また褥瘡発生時には嘱託医と各職種と連携を図り、褥瘡予防計画を立て、計画に沿って適切なケアを行うことで、感染症などの二次障害の防止に努めます。
- (2) 管理栄養士から栄養マネジメントにおける観点から栄養状態高リスク者や体重減少の著しい方などの褥瘡発生の高い方に関する意見を求め栄養指導を受けることで共同して褥瘡予防・悪化の予防に努めます。

4. 終末期ケアの実施

- (1) 施設の看取り指針に沿って、夜間緊急連絡体制を確保するとともに、利用者の状態に合わせたカンファレンスを行い、本人や家族の意向を踏まえた終末期ケアが実施できるように努めます。
- (2) バイタル測定や状態のこまめな観察により、利用者の状態を把握し、変化に応じた対応を行います。また、嘱託医や各職種との連携により必要な医療処置を行い、終末期におけるケアを実践します。
- (3) 家族と嘱託医がお互い信頼し、必要な医療を提供できるように橋渡しを行い、家族・利用者が納得して安らかな終末期を送れる様に支援します。また、面会制限がある場合は、危篤状態などの状態に応じて、家族の心残りが無いよう、タイムリーな面会の実施に配慮し、家族の精神的ケアに努めます。

5. 看護師の知識の向上と医療的ケアへの取り組み

- (1) 外部研修に積極的に参加し、広い視野を持ち知識を進取し、日常業務へ反映させられる様に努めます。
- (2) 嘱託医や各職種と連携のもと、介護職員が適切な医療的ケアが実践できるよう、現場での的確な助言・指導・実施計画書の作成・報告等を行います。

相談職関係（おくらの里 特養）

入所者1人1人のこれまで歩いてこられた生活歴や意思を尊重し、個別性のある係わりを持ち、安心した生活が送れるよう支援します。また、多職種との連携を強化し情報共有を図ることで、心身の健康保持・家族の要望に対応できるようサービスの質の向上を目指し、家族にとっても施設が安心できる場所であると同時に、地域社会において、社会資源の一つとして親しみの持てる開かれた場所となれるよう取り組みます。

1. 入所者処遇、相談援助

- (1) 入所者の心身状態等を的確にアセスメントし、入所者・家族の要望に基づき、多職種と協働して個別ニーズを捉えた入所者本位のサービス計画を作成し、自立（自律）支援を目指します。新規入所の場合は、入所前の環境や支援方法から繋がりあるケアが行える様に、情報を収集し計画に反映します。
- (2) コロナ禍において、入所者と家族の関わりが持てるよう配慮・対応すると共に、日頃から家族に入所者の心身状態や生活状況などを報告し、密に関わりを持つことで相談しやすい関係や良好な信頼関係が構築できる様に取り組みます。家族とのやり取りの中で得た入所者支援に関わる情報を多職種にも発信し、共有することでケアの質の向上に繋がります。
- (3) 入所者・家族からの要望や苦情を真摯に受け止め、迅速かつ誠実・丁寧に対応すると共に、多職種と連携し再発防止に努めます。また、情報を開示し透明性の確保と今後のサービス向上に繋がります。
- (4) 入所者の入院に際しては、医療機関と連携し、定期的な状況確認を行い家族との連絡を密に行います。尚、長期入院が必要になった場合は、主治医の見解の基、家族・多職種と協議し、入所者・家族の意向を踏まえた上で最善となる対応を提案させていただきます。
- (5) 職種間で入所者のリスク情報を共有し、個別特性を踏まえた対策を検討し、講じることで介護事故の発生予防・減少に努めます。また、介護事故が発生した場合は、関係機関への連絡・報告を速やかに行い、多職種協働の基、事故原因を究明し、事故の特性に応じた具体的で有効な対策を協議・検討し再発防止を図り、家族の不安や不満に繋がらない様に誠実な説明・対応に努めます。
- (6) 看取り介護は、利用者本人・家族の意向を尊重し、変化しやすい心身状態に応じた支援が行える様に随時、支援方法を検討し、多職種と協働して支援します。また、本人と家族が係わりやすい環境を作り、不安や戸惑いの気持ちに寄り添い、安心して安らかな最期を迎えられる様に支援します。
- (7) 日頃から標準予防策を徹底し、感染症が発生しない様に努めます。また、発生時には多職種と協力し入所者の体調や感染状況などの情報を把握し、家族対応や関係機関への連絡等の対応を行います。

2. 入退所者への対応

- (1) 必要性が高い方の優先的な入所が行える様に入所基準を明確化し、適正化を図ることで入所決定過程の透明性・公平性を確保し、円滑に施設入所を進められる様に取り組みます。
- (2) 退所に関わる状況を的確に把握・判断し、家族や関係機関との連絡・相談及び調整を行うことで円滑な退所支援が行える様に努めます。
- (3) 退所から新規入所までの空床期間を概ね14日以内と目標付け、円滑に新規入所者を迎え入れられる様に調整することで稼働率の低迷を防ぎ、安定した稼働状況が維持できる様に努めます。
- (4) 入所申込希望者からの問い合わせ対応や各居宅・医療機関の担当者等と連携を図り、入所申込者の確保に努めます。また、入所待機者に対し定期的な動向調査を実施し、状況を把握することで円滑に入所検討に関わる対応が行える様に取り組みます。

3. マネジメント力の向上と多職種との連携

- (1) 研修への参加や相談業務において持ち得た知識や技術を情報交換することで自己研鑽し、職員個々の相談援助技術や知識、マネジメント力の向上を図り、利用者や家族への支援が充実する様に取り組みます。
- (2) 日頃から多職種との情報共有に努め、「行き違い」や「思い違い」がない様に意思疎通を図り連携を強化し、職員・職種間での調整がスムーズに行える様に取り組みます。また、組織の一員として新入職員や外国人技能実習生に関わりを持ち、多職種と連携・協力して人材育成・離職予防に努めます。

機能訓練関係（おくらの里 特養）

人は加齢に伴い身体機能・認知機能が低下していき、また疾病に罹患することにより一層全身機能は低下しやすくなり、ADLも低下してきます。利用者が住み慣れた環境でその人らしく生活を送り続けられるように多職種と連携しつつ個々に適した計画のもと機能訓練を行い、身体機能・認知機能・生活機能の維持・向上を図ることで日常生活を営むのに必要な機能の改善又はその減退を防止します。

1. 個別機能訓練計画書の作成

利用者の身体状況や希望、又は家族の希望を考慮して介護支援専門員・看護職員・介護職員・生活相談員・管理栄養士ら多職種がカンファレンスし協働して目標設定や実施時間、実施方法等の個別機能訓練計画書を立案していきます。開始時及びその後3ヶ月毎に1回以上、利用者又は家族に対して個別機能訓練計画書の内容（評価を含む）と進行状況等を説明し記録します。

2. 機能訓練の実施

カンファレンスにて策定された計画書に則り、個々の機能訓練を実施していきます。

- (1) 個別機能訓練では個々に適した関節可動域訓練（各関節の屈伸運動・プリー・新聞棒体操）、日常生活動作訓練（食事・整容・排泄・更衣・入浴動作訓練等）、基本動作訓練（起き上がり・移乗・端坐位・立ち上がり・立位保持・歩行訓練等）、筋力強化訓練（車椅子自走訓練・ハンドグリップ・トレーニングチューブ・重錘バンド・トレーニングサイクル・キャッチボール・腹筋運動等）、物理療法（ホットパック・メドマー等）を実施します。
- (2) 集団訓練では、ソーシャルディスタンス（最低1m）を保ち横並びで座席設置、室温管理しながら常時換気、使用器具消毒の徹底等、新型コロナウイルスを含む感染症を予防した上で歌体操及びカラオケ、書道を実施する事で身体機能維持・向上及び認知機能の低下を予防します。また外出行事の制限によるストレスを、機能訓練の一環として行う季節行事の装飾品準備に携わる事で、身体的・精神的にリフレッシュし認知力の低下予防を行います。
- (3) 筋緊張の緩和、拘縮予防、褥瘡発症予防、誤嚥予防を考慮し離臥床時共に安全で安楽な体勢で過ごせる様、利用者個々の障害に合わせた個別的なポジショニング・シーティングを設定します。
- (4) 施設の感染症対策の対応に準じた上で近隣の公園や施設を散歩または車窓する等、四季を楽しむ外出行事に同行し、心身のリハビリ・認知力の低下予防を行います。

3. 職種間への情報の提供

介護職員に筋緊張・拘縮・褥瘡・誤嚥予防のポジショニングやシーティング、又機能訓練（ストレッチ・筋トレ・立位訓練等）方法の正しい情報を提供し共有する事で、機能の維持・向上に取り組む体制作りを施設として固めていきます。個別性のあるポジショニング・シーティング・機能訓練方法をパンフレット化し提示します。

4. リスク管理

使い過ぎによる過用症（過用性筋力低下・過用性筋損傷・過用性体力消耗）や誤った訓練法が引き起こす誤用症（関節損傷・末梢神経麻痺）等のリスク面に十分留意しつつ訓練を実施していきます。

5. 専門職としての資質向上

施設内外の研修等を通じ知識力、技術力を習得し専門職としての資質の確保・向上を図っていきます。

栄養関係（おくらの里 特養）

食事は入所者の楽しみ、喜びと認識し、生命の糧、健康の保持だけではなく、心豊かな生活を送るための大切な役割を果たせるよう、季節感あふれた美味しい食事の提供を通じてQOLの向上を図ります。また、多職種と協力し、多角的な視野にたった栄養ケアマネジメントを実施し、利用者の栄養状態の維持・改善と心身の健康を保つ支援を行います。

1. 栄養ケアマネジメントの実施

- (1) 低栄養状態の予防・改善を重要な課題として、スクリーニング及びアセスメントにより解決すべき課題やニーズを把握します。その後、カンファレンスにおいて多職種で協議し、個々に応じた栄養ケア計画を作成します。
- (2) 栄養ケア計画を実施していく中で、栄養状態・食事摂取状況等を定期的にモニタリングし、利用者の状態変化に応じた食事を提供していきます。
- (3) 栄養ケア計画に基づいて利用者の個別性に対応し、安全で衛生的な食事、経腸栄養法による栄養補給を行います。
- (4) 利用者及び家族に栄養ケア計画の内容を分かり易く説明し、十分な同意のもと栄養ケアを実施します。

2. 質の高い食事の提供

- (1) 栄養バランスを考慮しながら、残食調査・嗜好調査・検食簿の結果を参考に味や見た目の良い利用者に好まれる献立の作成に努めます。
- (2) 疾患のある利用者には、その病態に応じた療養食を提供します。
- (3) 咀嚼・嚥下機能の低下した利用者には誤嚥のリスクが少ない食事形態に調理して提供します。
- (4) 移り変わる四季の変化や季節の行事を食事に反映させることで、食生活に変化を持っていただき、施設生活の充実を図ります。

3. 適切な衛生管理

- (1) 感染予防対策委員会と連携し、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止に適切な対応を行います。また、感染症又は食中毒の対応方法を周知し、発症時には感染拡大を防止できるように努めます。
- (2) 食中毒の予防・蔓延防止指針や衛生管理マニュアルに基づき、食品衛生及び厨房内の衛生管理を徹底します。
- (3) 常に食事提供者としての自覚を持ち、自身の体調管理に努めます。
- (4) 食材は原材料と産地確認を行い、国産品及び地産の物を優先的に使用します。

4. 情報の共有と提供

- (1) 利用者、職員に対し持続的に栄養に関する情報を提供し、知識の向上を図ります。
- (2) 栄養委員会の開催により、低栄養状態の入所者の栄養改善・食事内容等について検討を重ねます。
- (3) ニーズの多様化に適應する調理技術と専門知識の習得及び質の高い食事提供を目指す為、職場会の開催や積極的な内外の研修会への参加を行います。